

改正貸金業法

新たな自主規制機関として貸金業協会を設立(25条)
(法律上、貸金業者に加入は強制されていない)

自殺対象保険の禁止(「住宅資金貸付契約その他」は例外)
(12条の7)

リボ契約(基本契約・個別貸付)の貸付け時の交付書面に
関する規定の導入(17条)

マンスリーステートメント方式や電子化による書面交付の
導入(利限法以下で顧客の承諾がある場合)(17条、18条)

「マンスリーステートメント方式」=個々の貸付け・返済時には簡素な
交付書面とし、定期的に(例えば1ヶ月ごと)貸付け・返済に関する書
面記載事項をまとめて交付する方式。

契約前の事前の書面交付の導入(16条の2)

重要事項変更の場合の書面の再交付の義務付け(17条)

純資産が5000万円以上(2000万円以上)であることを求め
る(6条)

指定信用情報機関制度の導入(41条の13~38)
(情報交流により貸金業者が借り手の総借入残高を把握で
きる仕組み)

自社の借入残高が50万円超又は総借入残高が100万円超と
なる貸付けの場合には、年収等の資料の取得を義務づけ、年
収の3分の1を超える貸付けを原則禁止
(「住宅資金貸付契約等」、「顧客の利益の保護に支障を生ず
ることがない契約」は除く)(13条、13条の2)

リボ契約について途上与信によるチェックを行う
(13条の3・4)

上限金利の引下げ(29.2%→20%)(出資法5条2項)

業として行う貸付けの利息には、契約締結費用及び債務弁済
費用を含む。ただし、公租公課・ATM手数料(上限あり)、顧客
都合の「カード再発行手数料その他」を除く。
(出資法5条の4、利限法6条)

:政令
:内閣府令

政省令(主な内容)

[参考]

新協会設立に必要となる加入貸金業者のシェア(完全施行時には登録貸金業者の半数以上とする。年
内の設立当初においては、実態を踏まえた経過措置を設ける)

自殺対象保険禁止の例外となる「住宅資金貸付契約その他」の範囲(住宅ローンのつなぎ貸付に限る)

リボ契約(基本契約・個別貸付)の交付書面の記載事項の内容(現行法の記載項目と同内容を両書面
に求める。利限法以下の貸付けについては、基本的な契約内容に関わらない重複事項の省略など簡素化)
貸付け時の交付書面に「利息額が利限法超の場合には超える部分について支払義務がない」旨の記載、
トータルの元利負担額の記載を求める。

マンスリーステートメントの記載事項(個々の貸付け・返済時の書面と同等の記載項目)

マンスリーステートメントの利用にかかる借り手の承諾については、既存のリボ契約に限って業者から
の通知に異議がなければ承諾と認める方式もとれることとする。

電子化による書面交付の媒体(携帯電話(メール)による書面交付は顧客が保存・印刷できる場合に
は可。交付後3か月内は顧客の要請があれば紙ベースの書面交付も行う)

事前書面として申込書付パンフレット様式(極度額、利率等を明示)のものを認める。

書面再交付が求められる重要事項変更の範囲(返済方式や担保の内容等の変更の場合には再交付を求
める。利率の引下げ等の顧客に有利な契約内容の変更や、極度額・限度額の減額は除く)

純資産規制の例外(いわゆるNPOバンク)が認められる要件(非営利、低金利(7.5%)、貸金業法
上の法人、公益性(NPO法17分野に対する貸付けが事業の主たる目的)、情報開示等を求める)

指定信用情報機関の指定要件(加入貸金業者数(100社)、貸付残高(5兆円)、適切に信用情報を管理
できる能力等は業務規程(認可対象)に規定)

指定信用情報機関に登録する信用情報の項目(名寄せが正確にできるように、氏名・住所(法律で規
定)に加えて、電話番号、生年月日、勤務先、運転免許証番号等の登録を求める)

「顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約」の内容(有価証券担保貸付、売却予定不動産
により返済できる貸付(居宅その他生計維持に不可欠な不動産を担保にする場合には売却手続きに入っ
ている場合のみ、余資の場合には返済能力と顧客の同意がある場合)、顧客に一方的に有利となる借換え
(1回の返済額・総返済額が減少し、追加担保・保証なしの場合)、緊急の医療費のための貸付(返済
能力がある場合)、配偶者と併せた年収の3分の1以下の貸付(配偶者の同意が必要)、個人事業主向
けの貸付(返済能力がある場合)、自動車購入時の自動車担保ローン(返済能力がある場合))

途上与信の頻度(残高10万円以上の場合で、自社で5万円以上の貸付けが発生した月は毎月、及び、
自社貸付が発生しない月でも3ヶ月ごとに行う)

途上与信により総借入残高100万円超、年収の3分の1超の残高が判明した場合の措置(極度額の減
額又は新規の貸付け停止)

ATM手数料の上限(利用額3万円以上630円・利用額3万円未満420円を上限とする。実費に限る)

利息から除かれる「カードの再発行手数料その他」(カード・法定書面の再発行手数料及び口座再振替
手数料に限定(法律に基づいて貸付けを行う業者の場合のみ。実費に限る))

貸金業の適正化

過剰貸付の抑制

金利